

第6期岩出市障害福祉計画・ 第2期岩出市障害児福祉計画

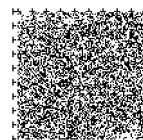


岩出市イメージキャラクター

そうへいちゃん

令和3年3月

岩 出 市



はじめに

近年、本格的な人口減少や少子・高齢化、核家族化の進展による変化等に伴い、福祉に対するニーズは多様化・高度化しています。このような中、障害福祉分野では、障害福祉サービス等の安定供給や地域生活支援拠点の面的整備、相談支援の充実などに取り組んできました。



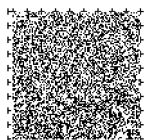
本市では、このたび取組の成果目標や障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児サービス等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を定めた「第6期岩出市障害福祉計画及び第2期岩出市障害児福祉計画」を策定しました。

これまでの計画及び取組の中で、サービス提供基盤の整備が一定進み、サービスを利用される方やその利用量が増大する中で、人材確保や質の向上といった課題への対応が求められているところです。本計画では、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、地域におけるサービス提供基盤や相談支援の充実、サービスの質の確保に努め、障害者が地域生活や就労に向けた支援を受け、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また障害児のライフステージに沿った切れ目のない支援を身近な地域で受けることができるよう、多様な観点から支援の充実を努め、「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の実現に向け引き続き取り組んでまいります。

結びに、計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました岩出市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に際して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

岩出市長 中芝 正幸

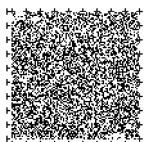


本計画の各ページにある四角い網目模様は「音声コード（Uni-Voice（ユニボイス）」）といます。音声コードに対応したアプリケーションソフトをインストールしたスマートフォン等を使うことで、掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードの使い方については、「特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会」のホームページをご確認ください。



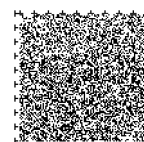
岩出市イメージキャラクター

そうへいちゃん



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の基本的な考え方	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の概要	4
第2章 本市の障害のある人を取り巻く現状	5
1. 人口の推移	5
2. 障害者手帳所持者の推移	6
第3章 サービス見込量とサービス確保の方策	11
1. 成果目標と活動指標	11
2. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込量と確保の方策	19
第4章 計画の推進	32
1. 関係機関・団体との連携	32
2. 計画の進行管理、点検・評価	32
資料	33
1. 障害福祉サービスの体系	33
2. 岩出市障害者計画等策定委員会委員名簿	37



第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第88条第1項、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき作成するものであり、共生社会の実現により、誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまちを目指す岩出市障害者計画の基本理念に基づき、令和5年度までの目標を設定し、その達成に向けた障害福祉サービス量等を見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

2. 計画の基本的な考え方

「障害者総合支援法」「児童福祉法」及び第3期岩出市障害者計画の基本理念に基づいて、第6期岩出市障害福祉計画・第2期岩出市障害児福祉計画は、下記を計画の基本的な考え方とします。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域における居住の場の充実を図るとともに、自立訓練事業等を推進し、福祉施設入所者の地域生活への移行を進めます。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

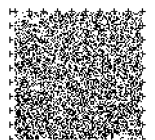
精神科等に入院している精神障害のある人について、地域移行の準備段階から移行後の生活までを一貫して支援する仕組みづくりを進めます。

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡きあと」を見据え、那賀圏域で地域生活支援拠点の面的な整備を進めるとともに、那賀圏域障害児・者自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行い、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めます。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

就労移行・就労定着を支援するサービス等を充実させることにより、一般就労への移行・定着を促進します。



(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、医療的ニーズへの対応を目指し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関との連携に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人が適切に障害福祉サービス等を利用し、地域において自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の充実に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

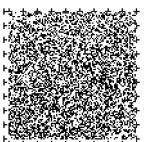
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

3. 計画の位置づけ

1) 根拠法令

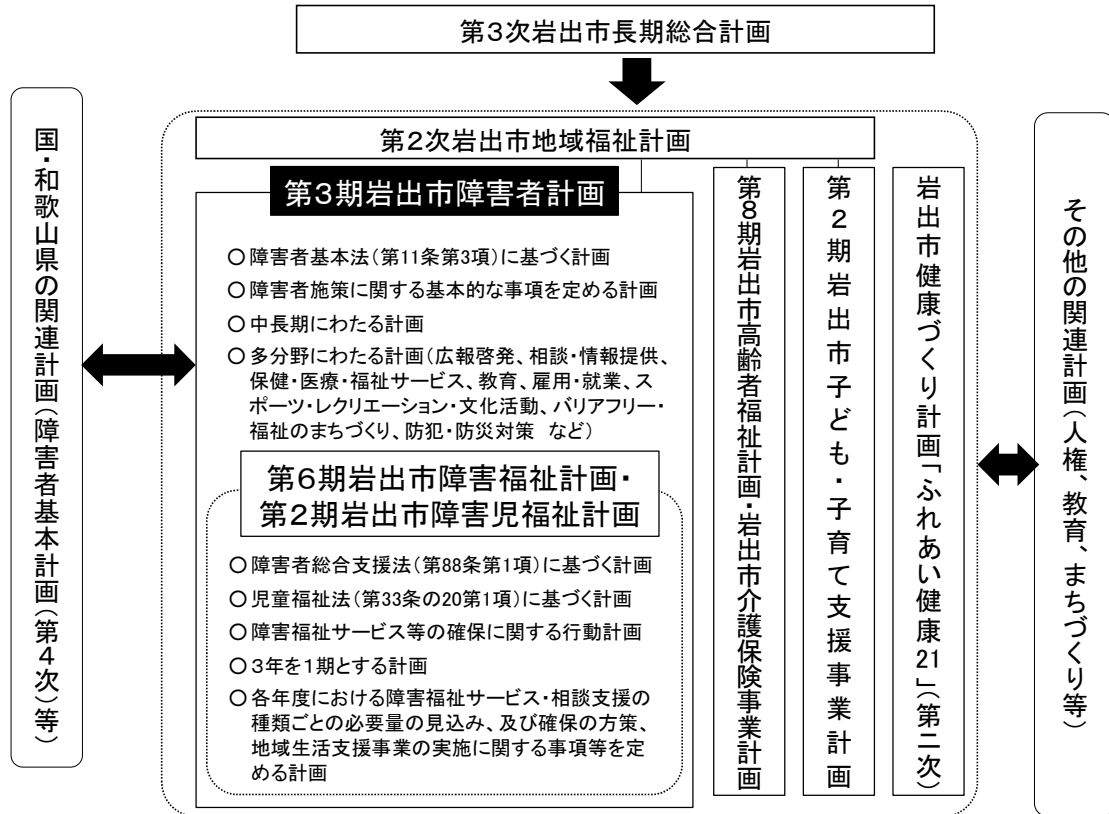
「第6期岩出市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画です。

「第2期岩出市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容や見込量等を定めるものです。



2) 関連計画との関係

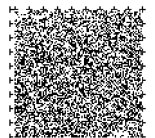
本計画は、「第3次岩出市長期総合計画」「第2次岩出市地域福祉計画」「第3期岩出市障害者計画」を上位計画とし、「第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合を図ります。



4. 計画の期間

「岩出市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づき、3年に一度見直しを行うもので、「第6期岩出市障害福祉計画」「第2期岩出市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期岩出市障害者計画					
第6期岩出市障害福祉計画			第7期岩出市障害福祉計画		
第2期岩出市障害児福祉計画			第3期岩出市障害児福祉計画		



5. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の概要

《障害福祉計画・障害児福祉計画》

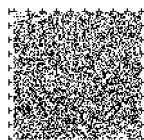
障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害のある人・障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

「基本指針」（大臣告示：令和2年5月に告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、都道府県・市町村は、「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

市町村の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の必須記載事項は、「提供体制の確保に係る目標」「指定障害福祉サービス等・指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込」「市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しのポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害のある人の社会参加を支える取組
- 障害福祉サービス等の質の向上



第2章 本市の障害のある人を取り巻く現状

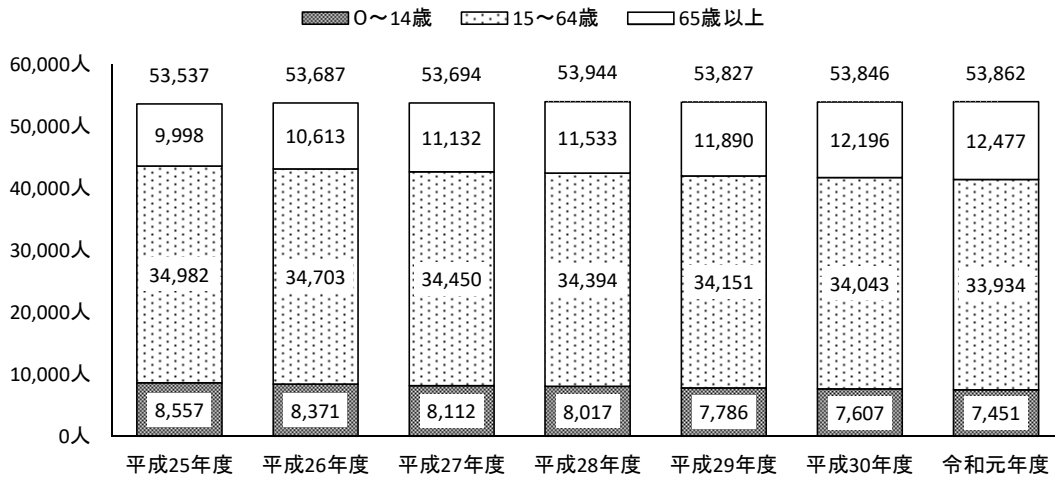
1. 人口の推移

本市の総人口は平成28年度まで年々増加しており、その後横ばいとなり令和元年度で53,862人となっています。

年齢3区分別に見ると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）は年々減少、65歳以上は年々増加と、少子高齢化が進んでいる状況にあります。

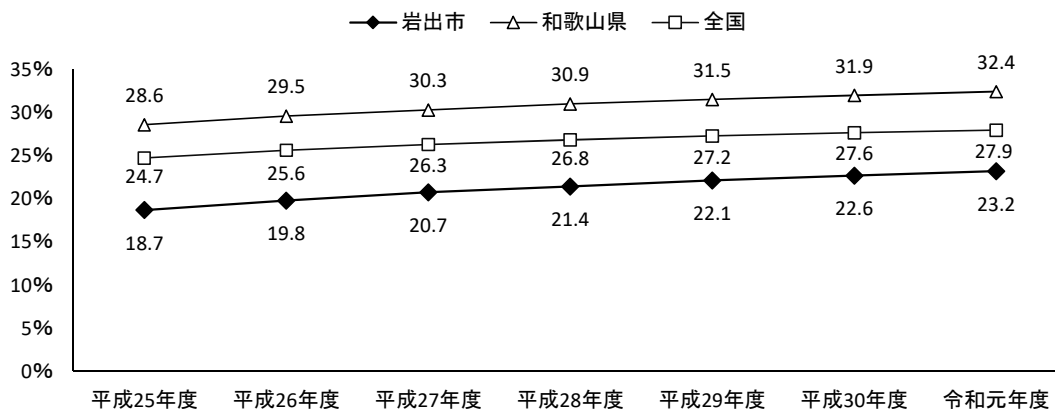
高齢化率は、全国・和歌山県に比べて低い状況です。

【年齢3区分別人口の推移推移】



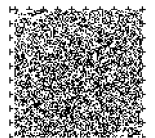
資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

【高齢化率の推移（全国・和歌山県との比較）】



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

全国・和歌山県は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年度1月1日現在）

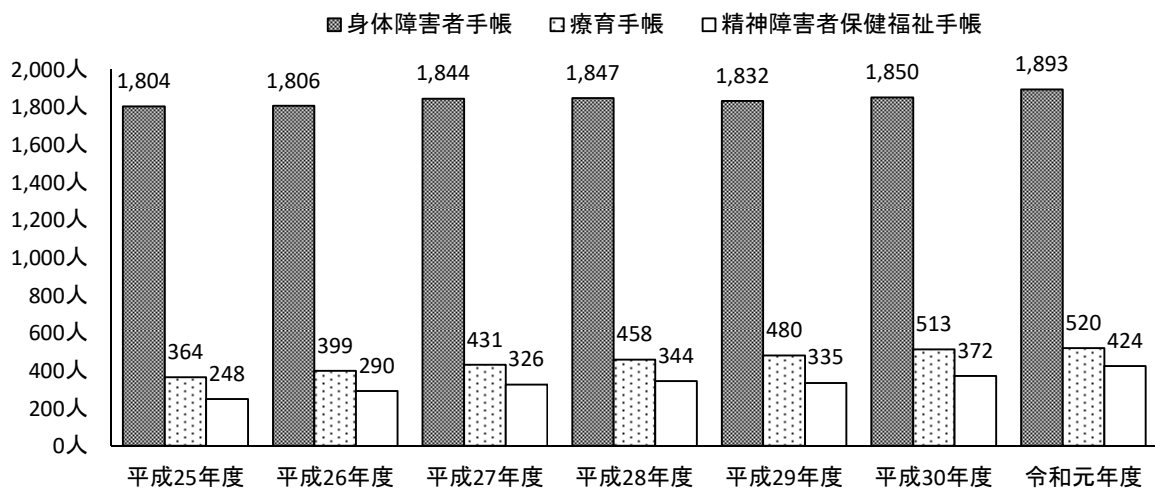


2. 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数の推移を見ると、各手帳ともに所持者が増えている状況にあり、令和元年度で身体障害者手帳所持者が1,893人、療育手帳所持者が520人、精神障害者保健福祉手帳所持者が424人となっています。

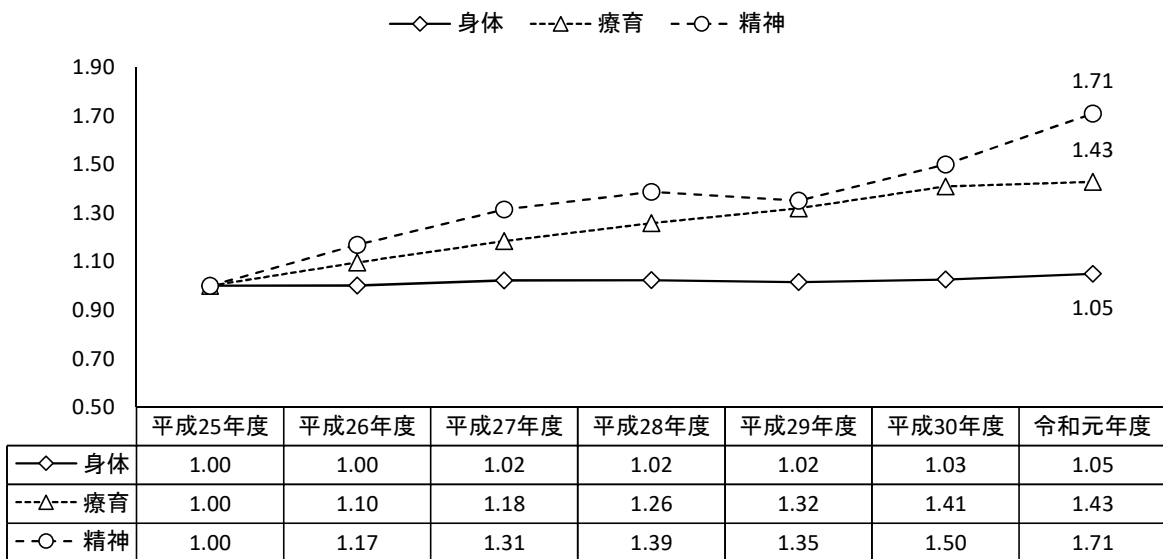
平成25年度を基準とした増加率を見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も多く増えており、平成25年度から令和元年度にかけて1.71倍増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】

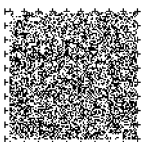


資料：地域福祉課調べ（各年度3月末現在）

【平成25年度を基準（1.00）とした障害者手帳所持者の増加率】



資料：地域福祉課調べ（各年度3月末現在）



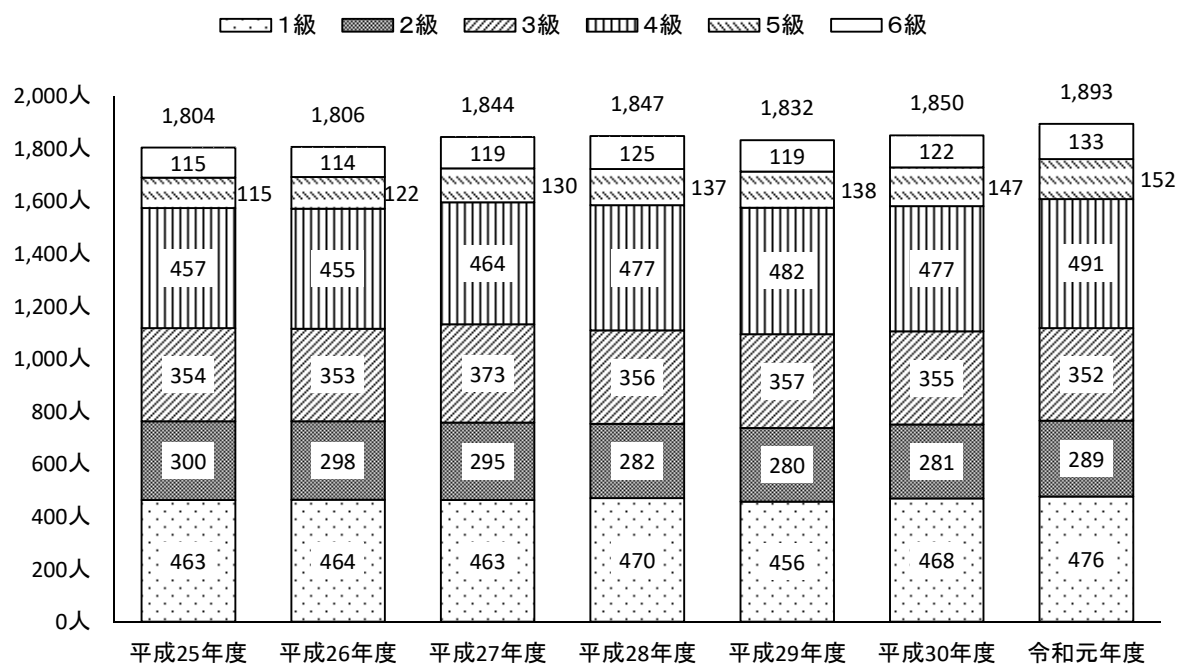
1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を等級別に見ると、令和元年度で「4級」が491人（構成比25.9%）、で最も多く、次いで「1級」が476人（構成比25.1%）、「3級」が352人（構成比18.6%）となっており、各年度ともに「1級」と「4級」の人が多くなっています。

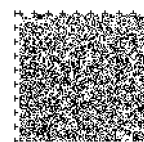
部位別に見ると、令和元年度で「肢体不自由」が1,065人（構成比56.3%）で最も多く、次いで「内部障害」が540人（構成比28.5%）、「聴覚障害」が159人（構成比8.4%）となっています。

令和元年度の身体障害者手帳所持者を年齢別に見ると、「65歳以上」が1,294人（構成比68.4%）、「18～64歳」が559人（構成比29.5%）、0～17歳が40人（構成比2.1%）となっており、全体の半数以上が65歳以上の高齢者となっています。

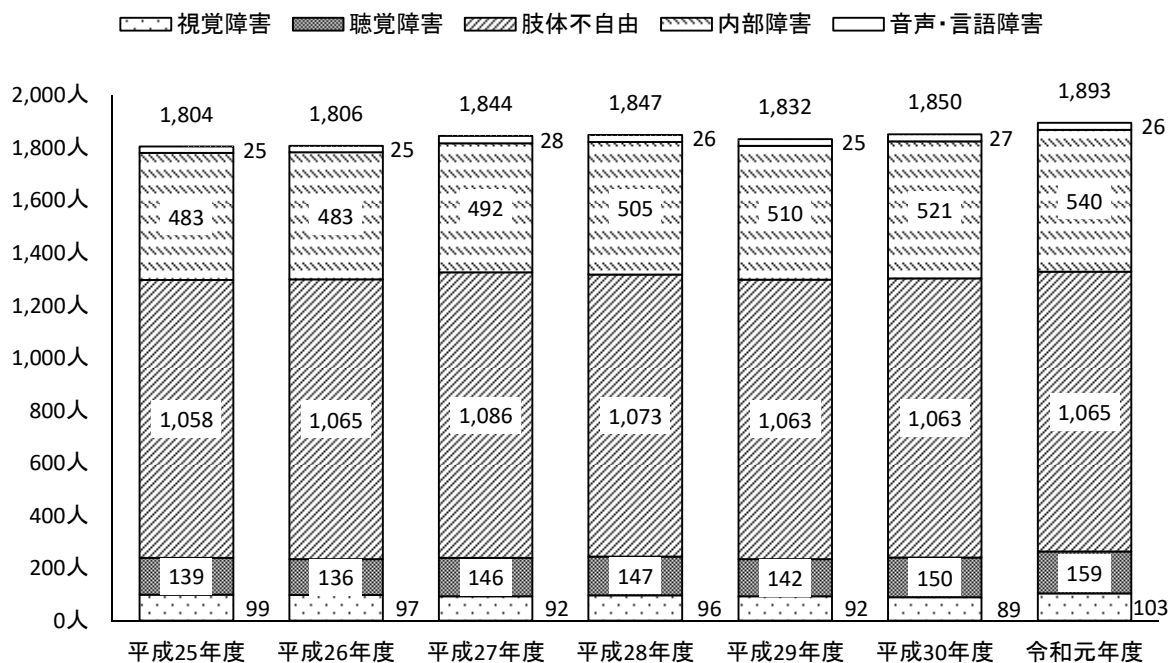
【等級別身体障害者手帳所持者の推移】



資料：地域福祉課調べ（各年度3月末現在）

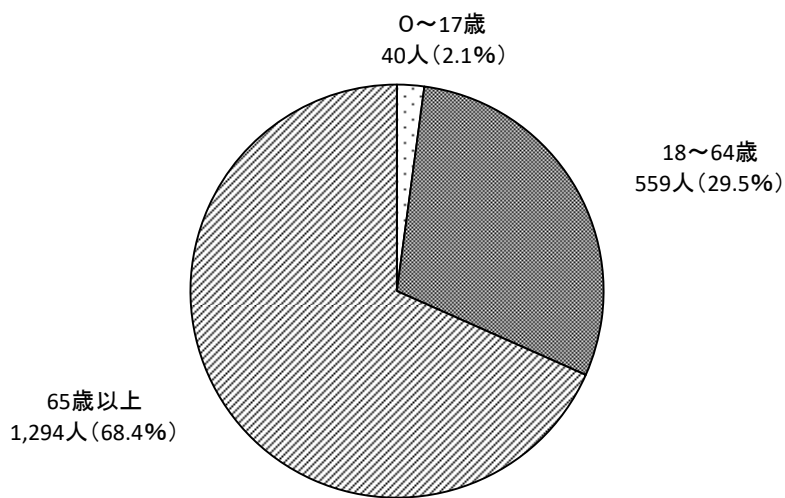


【部別身体障害者手帳所持者の推移】

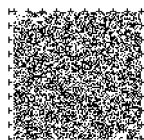


資料：地域福祉課調べ（各年度3月末現在）

【年齢別身体障害者手帳所持者（令和元年度）】



資料：地域福祉課調べ（令和元年度3月末現在）

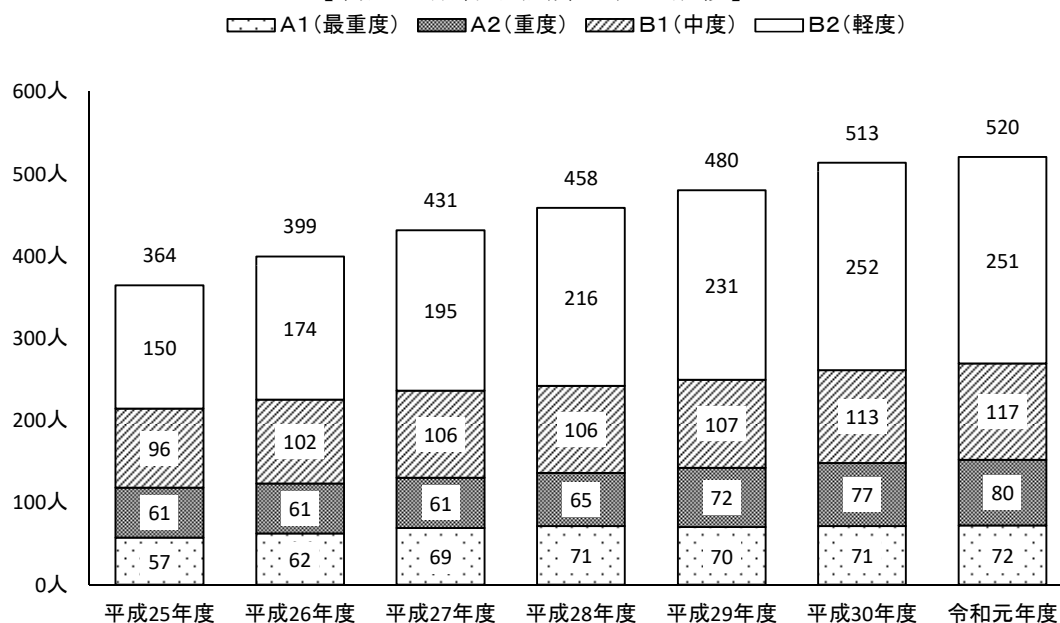


2) 療育手帳所持者

療育手帳所持者を判定別に見ると、各年度ともに「B2（軽度）」が最も多く、令和元年度で251人（構成比48.3%）となっています。次いで「B1（中度）」「A2（重度）」と続いています。

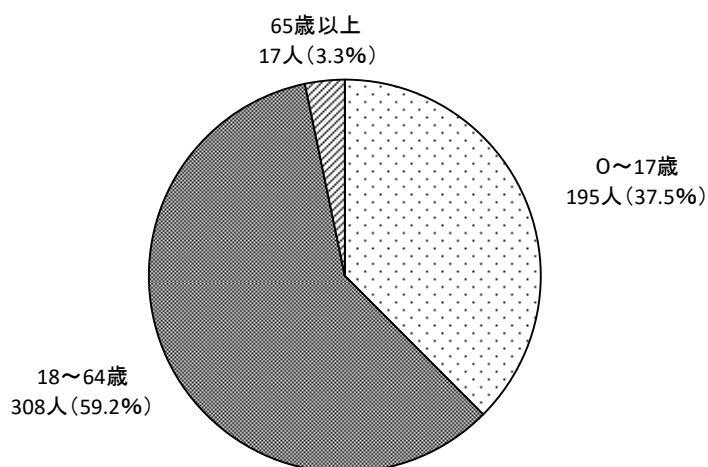
令和元年度の療育手帳所持者を年齢別に見ると、「18～64歳」が308人（構成比59.2%）で最も多く、次いで「0～17歳」が195人（構成比37.5%）、「65歳以上」が17人（構成比3.3%）となっています。

【判定別療育手帳所持者の推移】

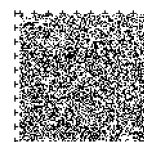


資料：地域福祉課調べ（各年度3月末現在）

【年齢別療育手帳所持者（令和元年度）】



資料：地域福祉課調べ（令和元年度3月末現在）

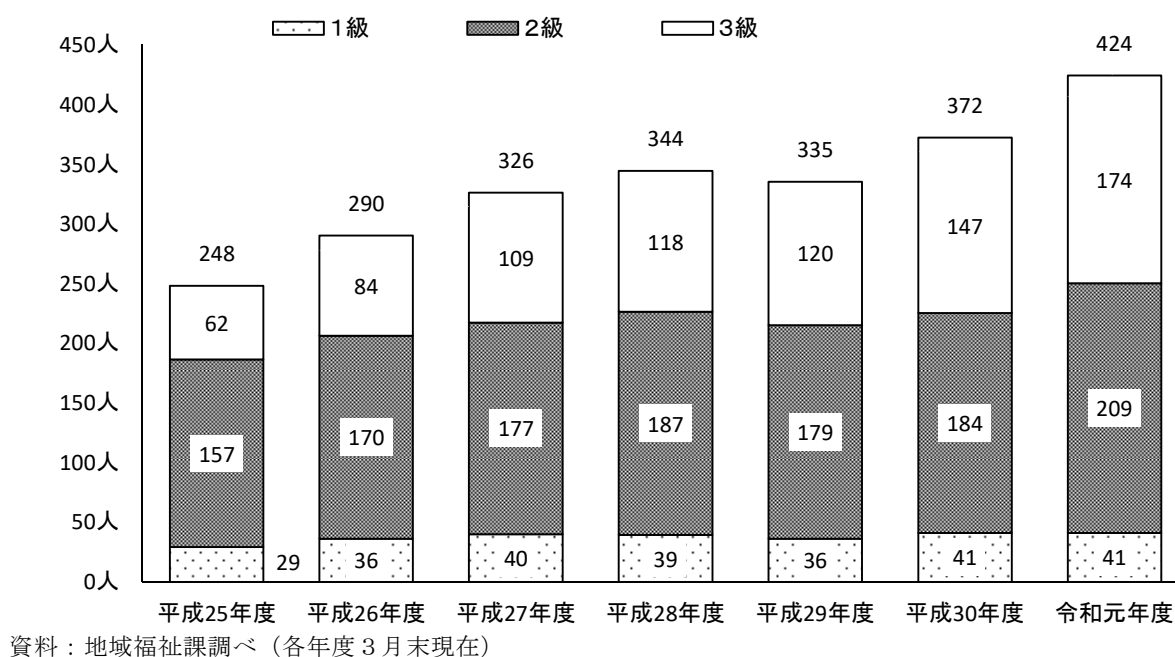


3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

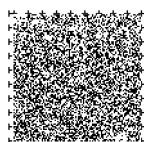
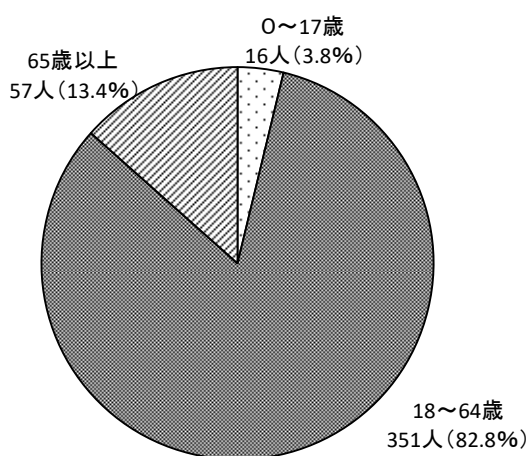
精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、各年度ともに「2級」が最も多く、令和元年度で209人（構成比49.3%）となっています。次いで「3級」「1級」と続いています。

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別に見ると、「18～64歳」が351人（構成比82.8%）で最も多く、次いで「65歳以上」が57人（構成比13.4%）、「0～17歳」が16人（構成比3.8%）となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】



【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者（令和元年度）】



第3章 サービス見込量とサービス確保の方策

1. 成果目標と活動指標

障害のある人の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等に向けて、国の基本指針を参考として成果目標と活動指標を設定します。

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

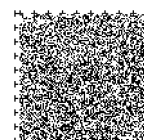
国の基本指針

令和5年度末における目標値
● 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
● 施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

本市の考え方

- ◆ 本計画では、令和元年度末時点の施設入所者38人のうち、令和5年度末までの地域生活移行者数は2人（施設入所者数の6%）を目標とします。
- ◆ 施設入所者数については、令和元年度末時点の38人から1.6%以上削減することとし、施設入所者数は36人とします。

項目	人数
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人
令和5年度末時点の施設入所者数	36人
(参考)令和元年度末時点の施設入所者数	38人



2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

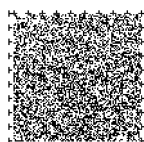
国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:316日以上 ● 精神病床における1年以上長期入院患者数:10.6万人～12.3万人 ● 精神病床における早期退院率 <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3か月時点:69%以上 ・入院後6か月時点:86%以上 ・入院後1年時点の退院率:92%以上
※上記3項目は、都道府県により目標設定。

本市の考え方

- ◆ 地域包括ケアシステムの構築に向け、那賀圏域において協議の場を設け、課題の抽出・共有を図ってきました。今後は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の検討や具体的な活動を進めていきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回



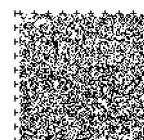
3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none">● 各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保● 年1回以上運用状況を検証及び検討

本市の考え方

- ◆ 第5期障害福祉計画における国の基本指針では、令和2年度末までに、各市町村または各圏域において地域生活支援拠点等を整備するとされてきました。本市では、那賀圏域障害児・者自立支援協議会において、体制や役割等について協議を重ね、令和3年4月から、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡きあと」を見据え、地域で住み続けられることを目指す地域生活支援拠点等事業を開始します。また、この地域生活支援拠点の整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）も認められているため、地域生活支援拠点等としています。
- ◆ 那賀圏域障害児・者自立支援協議会において年1回運用状況の検証・検討を行い、制度の周知や機能の充実を図っていきます。



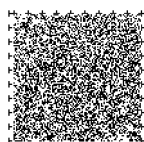
4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none">● 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人が令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上<ul style="list-style-type: none">・うち就労移行支援事業に係る移行者数: 令和元年度実績の1.30倍以上・うち就労継続支援A型に係る移行者数: 令和元年度実績の概ね1.26倍以上・うち就労継続支援B型に係る移行者数: 令和元年度実績の概ね1.23倍以上● 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用● 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

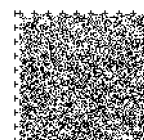
本市の考え方

- ◆ 令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者については、令和元年度の各実績値が正確に把握できないため、目標を3人（うち、就労移行支援事業に係る移行者数は1人、就労継続支援A型に係る移行者数は1人、就労継続支援B型に係る移行者数は1人）とします。
- ◆ 就労定着支援事業の利用実績を見ると、令和元年度で1人となっています。また、令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数の目標も考慮して、令和5年度における一般就労移行者の就労定着支援事業所の利用者数と令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は0人と0%とします。



- ◆ 当事者アンケートで、「就労状況」を尋ねたところ、知的・発達障害の18～39歳が「就労継続支援B型」が最も多いのを除き、3障害ともにどの年代も「働いていない（働いていたが辞めた）」が最も多い結果となりました。必要な就労支援の内容は、「職場の障害者理解」が必要との回答が多くあり、一般就労への移行と就労後の定着のためには、就労と生活の両面を見据えた支援が必要なため、支援者のスキルアップや関係機関との連携を図っていきます。

項目	人数
令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人
└─ 就労移行支援事業に係る移行者数	1人
└─ 就労継続支援A型に係る移行者数	1人
└─ 就労継続支援B型に係る移行者数	1人
令和5年度における一般就労移行者の就労定着支援事業所の利用者数	0人
項目	割合
令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%



5) 障害児支援の提供体制の整備等

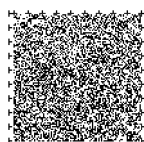
国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村または各圏域に、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置 ● すべての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ● 各市町村または各圏域に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保 ● 各市町村または各圏域に、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 ● 各市町村または各圏域に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

本市の考え方

- ◆ 児童発達支援センターの設置については、すでに本市に1か所設置されています。
- ◆ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、すでに本市に2か所事業所が確保されており、保育所等訪問支援の利用体制が整備されています。
- ◆ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、すでに本市に2か所確保できています。
- ◆ 医療的ケア児支援の協議の場の設置については、すでに那賀圏域障害児・者自立支援協議会に設置し、課題や情報の共有、関係機関の連携等を行っています。
- ◆ 医療的ケア児コーディネーターの配置については、医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講済のコーディネーターが協議の場に参加していますが、コーディネーターの配置はできていないため、令和5年度に1人配置することを目標とします。

項目	令和2年度末	令和5年度末
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所	2か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	2か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児コーディネーターの配置	0人	1人



6) 相談支援体制の充実・強化等

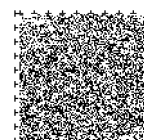
国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定 ● 地域の相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定

本市の考え方

- ◆ 総合的・専門的な相談支援について、基幹相談支援センターにおいて実施しており、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。
- ◆ 那賀圏域障害児・者自立支援協議会（人材育成部会）において、地域の相談支援事業者の人材育成や地域の相談機関との連携強化に努めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2 件	2 件	2 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	6 回	6 回



7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

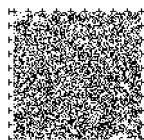
国の基本指針

令和5年度末における目標値
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有体制の有無及びその実施回数を見込みを設定 ・指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無及びその共有回数を見込みを設定 (都道府県により目標設定)

本市の考え方

- ◆ 和歌山県主催の研修や那賀圏域障害児・者自立支援協議会各部会の研修等を引き続き活用し、障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識を理解・習得していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有体制の有無及びその実施回数	無	無	無



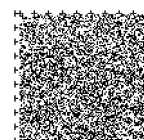
2. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込量と確保の方策

1) 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

①訪問系サービス

(時間、人/月)

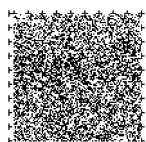
サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	時間	計画	1,939	2,299	2,724	2,226	2,331	2,436
		実績	1,881	2,175	1,957			
	%	計画比	97.0%	94.6%	71.8%			
	人	計画	111	117	122	106	111	116
		実績	99	104	101			
	%	計画比	89.2%	88.9%	82.8%			



②日中活動系サービス

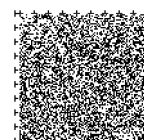
(人日、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	計画	1,732	1,842	1,960	1,743	1,783	1,823
		実績	1,627	1,652	1,705			
	%	計画比	93.9%	89.7%	87.0%			
	人	計画	86	91	96	90	92	94
		実績	84	86	88			
	%	計画比	97.7%	94.5%	91.7%			
自立訓練 (機能訓練)	人日	計画	23	23	23	0	0	0
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%			
	人	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%			
自立訓練 (生活訓練)	人日	計画	46	46	46	167	167	167
		実績	97	138	167			
	%	計画比	210.9%	300.0%	363.0%			
	人	計画	2	2	2	11	11	11
		実績	6	11	11			
	%	計画比	300.0%	550.0%	550.0%			



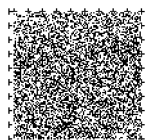
(人日、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行 支援	人日	計画	212	246	285	96	100	100
		実績	80	108	96			
	%	計画比	37.7%	43.9%	33.7%			
	人	計画	12	14	16	6	6	6
		実績	6	6	5			
%	計画比	50.0%	42.9%	31.3%				
就労定着 支援	人	計画	1	2	3	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0%	50.0%	33.3%			
就労継続 支援 (A型)	人日	計画	937	1,074	1,232	912	924	937
		実績	870	921	900			
	%	計画比	92.8%	85.8%	73.1%			
	人	計画	45	50	56	43	44	45
		実績	43	45	43			
%	計画比	95.6%	90.0%	76.8%				



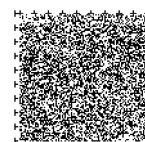
(人日、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続 支援 (B型)	人日	計画	1,550	1,719	1,908	2,302	2,518	2,754
		実績	1,576	1,857	2,105			
	%	計画比	101.7%	108.0%	110.3%			
	人	計画	91	98	106	138	151	162
		実績	99	120	127			
	%	計画比	108.8%	122.4%	119.8%			
療養介護	人	計画	6	6	6	6	7	7
		実績	6	6	6			
	%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%			



(人日、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所	人日	福祉型計画	33	33	33	82	82	82
		医療型計画	73	82	82	71	71	71
		計画計	106	115	115	153	153	153
		福祉型実績	38	82	53			
		医療型実績	77	71	57			
		実績計	115	153	110			
	%	計画比	108.5%	133.0%	95.7%			
	人	福祉型計画	5	5	5	7	7	7
		医療型計画	13	14	14	12	12	12
		計画計	18	19	19	19	19	19
		福祉型実績	5	7	5			
		医療型実績	13	12	8			
		実績計	18	19	13			
	%	計画比	100.0%	100.0%	68.4%			



③居住系サービス

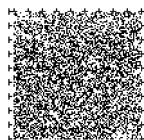
(時間、人/月)

サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	計画	20	21	22	45	47	49
		実績	23	29	38			
	%	計画比	115.0%	138.1%	172.7%			
施設入所支援	人	計画	40	39	38	37	37	36
		実績	39	38	37			
	%	計画比	97.5%	97.4%	97.4%			
自立生活援助	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%			

④相談支援

(時間、人/月)

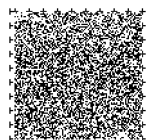
サービス名	単位	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	計画	55	60	65	76	86	99
		実績	50	58	66			
	%	計画比	90.9%	96.7%	101.5%			
地域移行支援	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	人	計画	2	3	4	1	1	1
		実績	1	0	0			
	%	計画比	50.0%	0.0%	0.0%			



⑤障害のある子どもへの支援

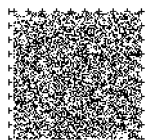
(人、日/月)

サービス名	単位	区分	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援 (医療型児童発達支援)	人	計画	74	74	75	87	89	90
		実績	85	90	86			
	%	計画比	114.9%	121.6%	114.7%			
	日	計画	1,029	1,098	1,172	1,191	1,218	1,231
		実績	1,036	1,216	1,186			
	%	計画比	100.7%	110.7%	101.2%			
放課後等 デイサービス	人	計画	97	104	112	138	147	158
		実績	107	120	129			
	%	計画比	110.3%	115.4%	115.2%			
	日	計画	1,591	1,782	1,996	2,067	2,211	2,366
		実績	1,575	1,767	1,932			
	%	計画比	99.0%	99.2%	96.8%			
保育所等 訪問支援	人	計画	6	7	8	1	1	2
		実績	1	2	1			
	%	計画比	16.7%	28.6%	12.5%			
	日	計画	6	7	8	3	4	5
		実績	1	2	2			
	%	計画比	16.7%	28.6%	25.0%			



(人、日/月)

サービス名	単位	区分	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	人	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%			
	日	計画				0	0	0
		実績	0	0	0			
%	計画比							
障害児 相談支援	人	計画	14	20	30	44	60	82
		実績	17	20	32			
	%	計画比	121.4%	100.0%	106.7%			

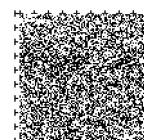


2) 地域生活支援事業等の見込量と確保の方策

①相談支援事業

1年間あたり

事業名	利用者数等	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業・基幹相談支援センター	か所数	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			
			計画比(%)	100.0%	100.0%	100.0%			
	延利用者数	計画	4,400	4,500	4,600	5,500	6,000	6,500	
		実績	6,832	5,979	5,352				
		計画比(%)	155.3%	132.9%	116.3%				
地域自立支援協議会		計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	実施	実施	実施				
住宅入居支援事業		計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	実施	実施	実施				
成年後見制度利用支援事業		計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績	実施	実施	実施				



②意思疎通支援事業

1年間あたり

事業名		区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	延派遣時間	計画	450	480	500	300	350	350
		実績	323	221	274			
		計画比(%)	71.8%	46.0%	54.8%			
要約筆記者派遣		計画	30	30	30	30	30	30
		実績	0	0	0			
		計画比(%)	0.0%	0.0%	0.0%			

③手話奉仕員養成研修事業

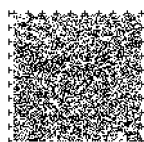
事業名		区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	中止			

④理解促進研修・啓発事業

事業名		区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

⑤自発的活動支援事業

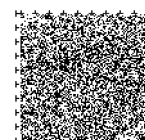
事業名		区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			



⑥日常生活用具給付事業

1年間あたり

事業名	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護・訓練支援用具	給付件数	計画	5	6	7	4	4	5
		実績	7	3	0			
		計画比(%)	140.0%	50.0%	0.0%			
自立生活支援用具	給付件数	計画	11	12	13	11	11	12
		実績	12	11	8			
		計画比(%)	109.1%	91.7%	61.5%			
在宅療養等支援用具	給付件数	計画	5	6	7	11	11	12
		実績	11	10	10			
		計画比(%)	220.0%	166.7%	142.9%			
情報・意思疎通支援用具	給付件数	計画	10	11	12	9	10	11
		実績	10	13	4			
		計画比(%)	100.0%	118.2%	33.3%			
排せつ管理支援用具	給付件数	計画	172	183	194	216	231	247
		実績	195	197	214			
		計画比(%)	113.4%	107.7%	110.3%			
居宅生活動作補助用具	給付件数	計画	3	4	5	2	3	4
		実績	3	1	0			
		計画比(%)	100.0%	25.0%	0.0%			



⑦移動支援事業

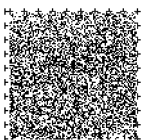
1月あたり

事業名	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施(見込)事業所数	計画	27	29	31	16	16	17
	実績	17	13	14			
	計画比(%)	63.0%	44.8%	45.2%			
実利用(見込)者数	計画	19	21	23	22	25	28
	実績	22	25	17			
	計画比(%)	115.8%	119.0%	73.9%			
延利用(見込)時間数	計画	139	152	166	177	217	257
	実績	177	217	142			
	計画比(%)	127.3%	142.8%	85.5%			

⑧地域活動支援センター事業

1月あたり

事業名	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施(見込)か所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
	計画比(%)	100.0%	100.0%	100.0%			
延利用(見込)者数	計画	400	430	460	350	400	450
	実績	335	299	336			
	計画比(%)	83.8%	69.5%	73.0%			



⑨その他の事業

◎日中一時支援事業

1月あたり

事業名	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日中短期	利用人数	計画	18	21	24	16	21	27
		実績	19	24	7			
		計画比(%)	105.6%	114.3%	29.2%			
	利用日数	計画	54	63	72	33	35	37
		実績	30	37	22			
		計画比(%)	55.6%	58.7%	30.6%			
デイサービス	利用人数	計画	18	19	20	24	26	28
		実績	26	24	23			
		計画比(%)	144.4%	126.3%	115.0%			
	利用日数	計画	108	114	120	174	195	217
		実績	131	154	164			
		計画比(%)	121.3%	135.1%	136.7%			

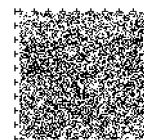
◎訪問入浴サービス事業

1年間あたり

事業名	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問入浴サービス事業	利用人数	計画	1	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
		計画比(%)	200.0%	100.0%	100.0%			
	利用回数	計画	96	192	192	109	119	129
		実績	109	119	104			
		計画比(%)	113.5%	62.0%	54.2%			

◎巡回支援専門員整備事業

事業名	区分	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備事業	実施の有無	計画	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			



第4章 計画の推進

1. 関係機関・団体との連携

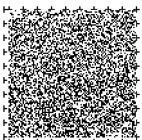
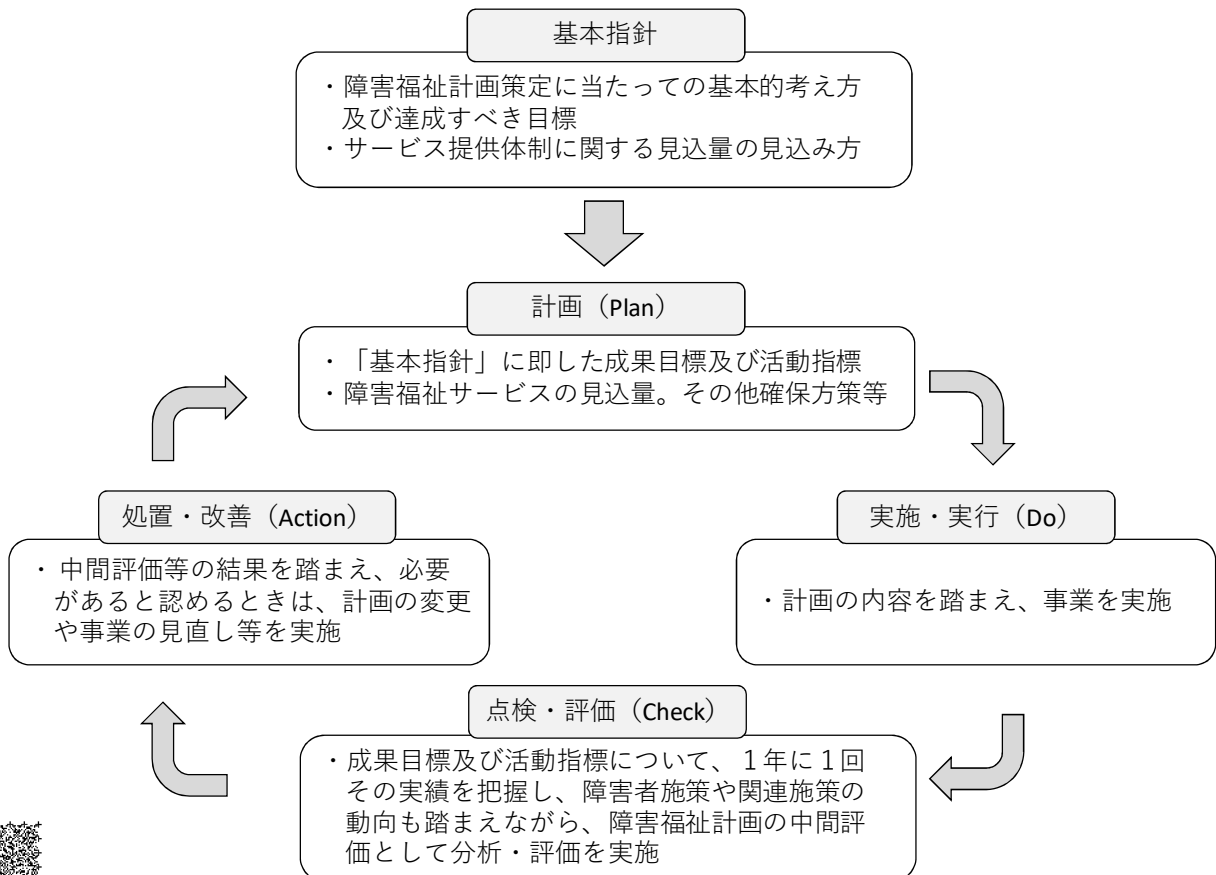
障害のある人の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等に向けて、地域住民や民間企業をはじめ、各種団体、サービス事業者と協力・連携して計画を推進します。また、近隣市をはじめ、圏域での広域対応や国・県などの関係機関と協力・連携して計画を推進します。

2. 計画の進行管理、点検・評価

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の点検・評価を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

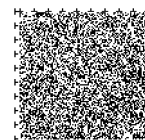
那賀圏域障害児・者自立支援協議会等にも意見を聞く等、計画の推進に活かし、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の点検・評価

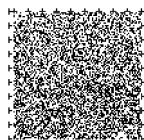


1. 障害福祉サービスの体系

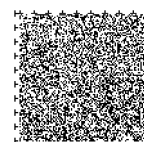
サービス種別	説明	
児童系サービス	児童発達支援	療育の観点から集団、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園に通う障害のある児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
	福祉型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「福祉型」は福祉サービスのみを行います。
	医療型障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「医療型」は福祉サービスに併せて治療を行います。
障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。



サービス種別	説明	
障害福祉サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	外出時において、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	

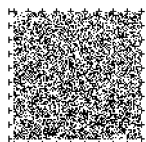


サービス種別	説明	
障害福祉サービス	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援 B型	障害により企業などに就職することが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	補装具費支給	身体上の障害を補うための用具の購入及び修理に要する費用の支給を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、利用が適切であるかを随時モニタリングしていきます。
	障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	



サービス種別	説明
障害者相談支援事業(基幹相談支援センター)	障害のある人やそのご家族、地域の方々の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用のための支援を行います。また、障害のある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
手話通訳者・要約筆記者の派遣	手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活用具の給付	日常生活を営むのに支障のある重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
移動支援	障害児・者の外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。(精神障害、知的障害、全身性障害の人)
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会を提供し社会の交流の促進等を図り、地域生活の支援を行います。
日中一時支援事業	障害児・者の家族の就労支援や障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するため、障害児・者に対して、日中における活動の場を確保します。
訪問入浴サービス事業	全身性障害があり、他の福祉サービスでの入浴支援が困難な市内に住所を有する在宅の身体に障害のある人を対象に、利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。
声の広報	視覚障害のある方などを対象に、「広報いわで」を朗読した音声データの提供を行います。

地域生活支援事業

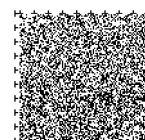


2. 岩出市障害者計画等策定委員会委員名簿

部門	所属	氏名
障害者団体	岩出市身体障害者連盟	上田 榮子
	岩出市障害児者父母の会	佐谷 浩子
福祉関係者	岩出市社会福祉協議会	湯浅 敦之
	岩出市民生委員児童委員協議会	山本 茂※
	那賀圏域障害児・者自立支援協議会	赤部 友一※
	那賀圏域障害児・者自立支援協議会（精神障害専門部会）	◎森口 智史
	児童発達支援センター	沖殿 佳子
那賀医師会	かわぐちクリニック	川口 富司
学識経験者	和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザー	○柴田 竜夫
小中学校校長会	岩出小学校	谷川 美香※
行政職員	理事・総務部長	大平 泰弘
	事業部長	田村 善英
	教育長・教育部長	湯川 佳彦
	生活福祉部長	松尾 宏至※
保健関係者	市保健師	塩中 和歌子

任期：平成31年3月28日（※は令和2年4月1日）～令和3年3月31日まで

◎：委員長、○：副委員長



第6期岩出市障害福祉計画・第2期岩出市障害児福祉計画

発行：岩出市生活福祉部地域福祉課
〒649-6292 和歌山県岩出市西野 209 番地
電話：0736-62-2141

